

縦覧制度のご案内

自分の資産の評価額が適正か否かを客観的に判断するために、ほかの資産の評価額と比較できる制度です。

縦覧できる内容

土地縦覧帳簿と家屋縦覧帳簿に記載される項目はそれぞれ次のとおりです。

なお、縦覧帳簿は、納税者が他の土地や家屋の価格との比較を通じて自分の土地や家屋の評価額が適正か否かを客観的に判断できるようにするという縦覧の趣旨に基づき作成しているため、所有者の氏名、住所、税額等については記載していません。

土地縦覧帳簿	<ul style="list-style-type: none">▪ 所在▪ 地番▪ 地目▪ 地積▪ 価格（評価額）
家屋縦覧帳簿	<ul style="list-style-type: none">▪ 所在▪ 地番▪ 家屋番号▪ 種類▪ 構造 <ul style="list-style-type: none">• 床面積• 価格（評価額）

縦覧できる人

固定資産税の納税者本人または本人の委任を受けた代理人に限り縦覧できます。納税管理人、共有者は本人と同様に縦覧できます。※相続人の場合は戸籍謄本等被相続人との関係がわかるものが必要です。

土地の納税者は土地縦覧帳簿を、家屋の納税者は家屋縦覧帳簿を縦覧することができます。

縦覧期間・場所

4月1日から最初の納期限の日まで（ただし、土・日・祝祭日を除く）

午前9時から午後5時まで（お昼時間：正午～午後1時を除く）

縦覧場所は宜野座村役場 村民生活課です。

☆縦覧を希望される際には、納税通知書、課税明細書および運転免許証等の本人確認ができる物をお持ちください。代理人の場合は、納税者直筆の委任状、代理人の本人確認ができる物が必要です。

宜野座村役場 村民生活課

TEL：098-968-8535

委任状

代理人 {

住所	_____
氏名	_____
生年月日	_____年 月 日生
電話 ()	_____

私は、上記の者を代理人と定め、土地・家屋 価格等縦覧帳簿の縦覧に関する権限を委任します。

宜野座村長 殿

令和 年 月 日

委任者 {

住所(所在地)	_____
氏名(名称)	_____
生年月日	_____年 月 日生
電話 ()	_____